定期積金（スーパー積金）規定

１．（定期積金契約の成立）

当金庫は、お客様から定期積金（以下「この積金」といいます。）に係る、申込を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

２．（掛金の払込み）

この積金は、次のいずれかの方法により、払込日に掛金を払込みください。

（１）現金による払込み

①現金による払込みのときは必ず証書または通帳（発行されている場合に限る）をお差出しください。

②この積金は、取扱店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも払込ができます。

（２）口座振替による払込み

口座振替による払込みの場合は、ご指定の振替口座から、以下のとおり、振替えます。

①払込みは、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手または通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、払込日に振替口座から自動的に引落します。

②払込日当日が休日の場合は、翌営業日に振替えます。

③払込日に振替口座の預金残高が払込金額に満たない場合には、払込日の翌日以降より１ヶ月後の応当日前日まで、振替口座からの口座振替により払込みを行います。

④同日に他の口座振替が複数あり、振替口座の預金残高がそのすべての引落し金額に満たない場合には、そのいずれを引落すかは当金庫の任意とします。

３．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、当金庫以外の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は証書（通帳）の当該払込み記載を取消したうえ、取引店で返却します。

４．（給付契約金の支払時期）

（１）この積金は、満期日以降に給付契約金を支払います。

（２）あらかじめ自動解約入金の約定のある場合（以下、「自動解約入金方式」といいます。）は、満期日以降に自動的に解約し、給付契約金を支払います。この場合、給付契約金はあらかじめ指定された預金口座へ入金するものとします。

５．（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書（通帳）記載の年利回り（年 365 日の日割算）により遅延期間に相当する利息をいただきます。

６．（給付補填金等の計算）

（１）この積金の給付補填金は、証書（通帳）記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

（２）約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

①この積金の契約期間中に証書（通帳）記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、第４号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

③当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、第４号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

④上記第１号、第３号の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。

Ａ．初回払込日から第１号の場合は満期日、第３号の場合は解約日までの期間が１年未満のもの。
解約日における普通預金利率

Ｂ．初回払込日から第１号の場合は満期日、第３号の場合は解約日までの期間が１年以上のもの。
約定年利回り×60%（小数点第３位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

⑤この計算の単位は１円とします。

７．（先払割引金の計算等）

（１）この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書（通帳）記載の利回りに準じて満期日に計算します。

（２）先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

８．（満期日以降の利息）

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

９．（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第 10 条第４項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 10 条第４項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

10.（解約）

（１）この積金を第 4 条第 2 項の自動解約入金方式以外の方法で解約するときは、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印して（通帳とともに）当本支店に提出してください。

（２）前項に定める記名押印は、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

（３）前二項の解約手続きに加え、当該積金の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続きを行いません。

（４）次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 Ｅ．その他ＡからＤに準ずる行為

（５）この積金契約が、当金庫が別途表示する一定の期間積金契約者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は、この積金契約を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

（６） 前二項により、この積金が解約され残高がある場合、またはこの契約が停止されその解除を求める場合には、証書（通帳）を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11.（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）

（１）証書（通帳）や印鑑を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法で届出てください。

（２）前項の印章、名称、住所その他の届け出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（３）証書（通帳）または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（４）証書（通帳）を再発行（紛失・焼失・盗難による。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

12.（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に取引店に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４）前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５）前四項の届出の前に、生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13.（印鑑照合）

（１）証書（通帳）、(払戻請求書)、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、積金契約者は、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

（２）第１０条第２項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書等が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14.（盗難証書（通帳）を用いた解約による払戻し等）

（１）盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額の補てんを請求することができます。

①証書（通帳）の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②当金庫の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（２）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（３）前二項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、この証書（通帳）が盗取された日（証書（通帳）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な解約による払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４）第２項の規定にかかわらず、次のいずれか該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

Ａ．当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと

Ｂ．積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

Ｃ．積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②証書（通帳）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（５）当金庫が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。

（６）当金庫が第２項の規定にもとづき補てんをおこなった場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。

（７）当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書（通帳）による不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

15.（譲渡、質入れの禁止）

（１）この積金および証書（通帳）は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

16.（保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

（１）この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。証書（通帳）は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

①この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回りを適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18.（準拠法、裁判管轄）

この積金の契約準拠法は日本法とします。この積金に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

19.（規定の変更等）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上